区　域　若狭湾北方海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ｱ)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ｲ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ｳ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(ｴ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(ｵ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十九号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間
(ｱ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ｲ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ｳ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(ｴ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(ｵ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期　間　平成二十七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｵ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ｱ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(ｲ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｳ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ｴ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(ｵ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十一号

海上における試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月八日から同月十一日の毎日〇八〇〇から一七〇〇までの間

区　域　北緯三六度〇五分一一秒、東経一三五度〇九分五〇秒を中心とする半径5海里の区域

実施艦　艦型標的一隻

試験種別　艦型標的内部に設置した弾頭を起爆させる静爆試験

その他　一　試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、監視船に「B」旗を掲揚する。

○防衛省告示第百六十二号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（平成二十七年防衛省告示第百四号）	平成二十七年五月二十五日から同年八月三十一日まで	平成二十七年九月一日から同年十二月一日まで
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十七年防衛省告示第百二十七号）	平成二十七年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十七年九月二十六日から同年十二月二十五日まで

○防衛省告示第百六十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国におけるアメリカ合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十七年八月二十一日次のとおり決定された。

平成二十七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地…約四三、〇〇〇平方メートル 水域…約一九、〇〇〇平方メートル 建物…約二、三〇〇平方メートル 工作物…岸壁等 海上自衛隊が自衛艦の係留施設等として共同使用する。 使用期間…平成二十七年十月一日から同月三十一日までの間 水域…約八、九〇〇平方メートル 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水域。 (1)　北緯三五度一八分〇〇・八三秒　東経一三九度三八分三七・八七秒 (2)　北緯三五度一七分五九・五一秒　東経一三九度三八分三六・一四秒 (3)　北緯三五度一八分〇〇・八秒　東経一三九度三八分三五・三秒 (4)　北緯三五度一八分〇三・三秒　東経一三九度三八分三六・二秒
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市		